

韓国知的財産ニュース 2021年7月後期

(No. 443)

発行年月日：2021年8月4日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 下請け取引公正化に関する法律の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111657）
- 1-2 デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111659）
- 1-3 特許法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111662）
- 1-4 商標法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111666）
- 1-5 発明振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111670）
- 1-6 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令（大統領令第31914号）
- 1-7 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第428号）
- 1-8 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2111788）
- 1-9 国家的災難の際に中小企業の特許料を減免するなどの内容を盛り込んだ、特許法の改正案が国会本会議を通過
- 1-10 特許審判をより迅速・正確に解決します

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、主要国の知財権制度を紹介するウェビナーを開催
- 2-2 特許庁・韓国造船海洋プラント協会・大韓造船学会、業務協約を締結
- 2-3 2億6,000件に達する高付加価値の特許データを構築・開放し、韓国企業の技術競争力の向上を支援
- 2-4 斬新なアイデアを販売できるオンラインショップがある
- 2-5 特許庁、技術流出および侵害を防ぐための「技術警察」を本格発足！

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 半導体の微細化プロセス、新たな変化が始まる
- 5-2 ディ스플레이に進化する車両のフロントガラス

法律、制度関連

1-1 下請け取引公正化に関する法律の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111657）

議案情報システム（2021.7.22.）

下請取引公正化に関する法律の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111657）

議案番号：2111657

提案日：2021年7月

提案者：政務委員長

1. 代案の提案経緯

■代案に主要内容が反映されており本会議に付議しない法案

連番	議案番号	発議日	提案日	会議情報	
1	2101473	ソン・ガブ ソク議員等 14人	2020年7月6日	上程	第382回国会（定期会） 第2回全体会議（2020年9月21日）
				小委員 会審査	第384回国会（臨時会）第1回法案審 査第2小委員会（2021年2月24日） 第385回国会（臨時会）第1回法案審 査第2小委員会（2021年3月18日） 第388回国会（臨時会）第1回法案審 査第2小委員会（2021年6月30日）

2	2102547	キム・ギョ ンマン議員 等10人	2020年7月31日	上程	第382回国会（定期会）第6回全体会議（2020年11月24日）
				小委員会審査	第382回国会（定期会）第2回法案審査第2小委員会（2020年11月25日） 第382回国会（定期会）第3回法案審査第2小委員会（2020年12月1日） 第384回国会（臨時会）第1回法案審査第2小委員会（2021年2月24日） 第385回国会（臨時会）第1回法案審査第2小委員会（2021年3月18日） 第388回国会（臨時会）第1回法案審査第2小委員会（2021年6月30日）
3	2103850	ホ・ヨン 議員等12人	2020年9月14日	上程	第382回国会（定期会）第1回法案審査第2小委員会（2020年9月23日）直回付
				小委員会審査	第382回国会（定期会）第1回法案審査第2小委員会（2020年9月23日） 第382回国会（定期会）第2回法案審査第2小委員会（2020年11月25日） 第382回国会（定期会）第3回法案審査第2小委員会（2020年12月1日） 第384回国会（臨時会）第1回法案審査第2小委員会（2021年2月24日） 第385回国会（臨時会）第1回法案審査第2小委員会（2021年3月18日） 第388回国会（臨時会）第1回法案審査第2小委員会（2021年6月30日）

イ. 2020年7月6日、ソン・ガブソク議員が代表発議した「下請取引公正化に関する法律の一部改正法律案」を第382回国会（定期会）第2回政務委員会（2020年9月21日）に上程し、提案説明と専門委員の検討報告を受けてから代替討論を経て、法案審査第2小委員会に回付した。

ロ. 2020年7月31日、キム・ギョンマン議員が代表発議した「下請取引公正化に関する法律の一部改正法律案」を第382回国会（定期会）第6回政務委員会（2020年11月24日）に上程し、提案説明と専門委員の検討報告を受けてから代替討論を経て、法案審査第2小委員会に回付した。

- ハ. 2020年9月14日、ホ・ヨン議員が代表発議した「下請取引公正化に関する法律の一部改正法律案」を法案審査第2小委員会に直接回付し、第382回国会（定期会）第1回法案審査第2小委員会（2020年9月23日）に上程した。
- 二. 第388回国会（臨時会）第1回法案審査第2小委員会（2021年6月30日）で上記の3件の法律案をそれぞれ本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して委員会から代案を提案することにした。
- ホ. 第388回国会（臨時会）第2回政務委員会（2021年7月1日）は、法案審査第2小委員会で審査報告した通り、3件の法律案をそれぞれ本会議に付議しないことにし、法案審査第2小委員会で設けた代案を委員会案として提案すると議決した。

2. 提案理由

技術資料の認定要件を緩和して中小企業の技術情報をより幅広く保護し、技術を流用する行為による需給事業者の被害を防止するために、技術資料を提供する際に秘密保持契約を締結するようにする。一方、下請取引に関する損害賠償請求訴訟において損害を立証しなければならない被害企業の負担を軽減するために、法院が損害を与えた当事者に損害の証明や損害額算定に必要な資料の提出を命ずることができるようにし、それによる営業秘密の流出を最小限にするために秘密保持命令制度を導入しようとするものである。

3. 主要内容

- イ. 技術資料の定義規定から合理的な努力によるものでなければならないという内容を削除し、「秘密として保持された」を「秘密として管理される」に変更して技術資料の認定要件を緩和する（案第2条第15項）
- ロ. 需給事業者が元事業者に技術資料を提供する場合、元事業者は需給事業者と秘密保持契約を締結するようにする（案第12条の3第3項新設）
- ハ. 損害賠償訴訟が提起された場合、法院が当事者に資料提出を命ずることができる資料提出命令制度を導入する（案第35条の2新設）
 - 1) 被害企業の権利救済を強化するために、法院は、この法律の違反による損害賠償請求訴訟で、当事者の申請により相手方の当事者に損害の証明や損害額の算定に必要な資料の提出を命ずることができるようにし、その命令を受けた者は営業秘密という理由で資料提出を拒否することができないようにする。
 - 2) 法院は、資料提出命令を受けた者が正当な理由無く、その命令に従わない場合に申請人が資料の記載を具体的に主張するに著しく困難な事情があり、その資料で証明しようとする事実を他の証拠で証明することも期待し難い際には、その申請人が書類の記載により証明しようとする事実に関する主張を真実なものとして認められるようにすることで、資料提出命令の実効性を高める。
- ニ. 法院の秘密保持命令に関連する制度を新設する（案第32条の3から第32条の5まで新設）

- 1) 法院は、資料提出による営業秘密の流出リスクを防止するために、当事者の申請により、その当事者が保有する営業秘密を他の当事者や訴訟代理人等が訴訟遂行以外の目的で使用するか、他人に公開しないことを命ずることができるようにする。
- 2) 秘密保持命令を申請した者又はその命令を受けた者は、該当の営業秘密が公開されても、当事者の営業に支障を与える恐れがない等の事情がある場合、法院に秘密保持命令の取消を申請することができるようにする。
- 3) 秘密保持命令が下された訴訟記録に対する閲覧等の申請人を当事者に制限する決定があった場合、当事者が秘密保持命令を受けていない者を通じてその閲覧等の申請手続きを踏んだ際には、法院の事務官等は直ちに訴訟記録の閲覧等の制限を申請した者にその閲覧等の申請があった事実を通報するようにする。

法律第 号

下請取引公正化に関する法律の一部改正法律案

下請取引公正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第15項のうち、「合理的な努力により秘密として保持された」を「秘密として管理される」とする。

第12条の3第2項のうち、「要求目的、秘密保持に関する事項、」を「要求目的、」とし、同条第3項を第4項とし、同条に第3項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

③需給事業者が元事業者に技術資料を提供する場合、元事業者は該当の技術資料の提供を受ける日まで、該当の技術資料の範囲、技術資料の提供を受けて保有する役職員の名簿、秘密保持義務及び目的外使用の禁止、違反時の賠償等、大統領令で定める事項が含まれた秘密保持契約を受給事業者と締結しなければならない。

⑤公正取引委員会は、第3項による秘密保持契約の締結に標準になる契約書の作成及び使用を推奨することができる。

第22条第5項のうち、「第12条の3第3項」を「第12条の3第4項」とする。

第29条を次のようにする。

第29条（罰則）①次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 国内外で正当な事由無く第35条の3第1項による命令に違反した者
2. 第27条第3項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法律」の第119条に違反した者

②第1項第1号の罪は第35条の3第1項による命令を申請した者の告訴がなければ公訴を提起することはできない。

第35条第2項の本文のうち、「第12条の3第3項」を「第12条の3第4項」とする。

第35条の2から第35条の5までをそれぞれ次のように新設する。

第35条の2（資料の提出）①法院は、この法律に違反した行為による損害賠償請求訴訟で当事者の申請に基づいて、相手方の当事者に該当の損害の証明又は損害額の算定に必要な資料の提出を命ずることができる。但し、提出命令を受けた者が、その資料の提出を拒否する正当な理由があればこの限りでない。

②法院は、第1項による提出命令を受けた者が、その提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、法院は、その資料を他人に見せてはならない。

③第1項による提出の対象となる資料が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密（以下「営業秘密」という。）に該当しても損害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合には、第1項の但し書による正当な理由があるものと見做さない。この場合、法院は、提出命令の目的から外れない範囲で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

④法院は、第1項による提出命令を受けた者が正当な理由無く、その命令に従わない場合、資料の記載に対する申請人の主張を真実なものとして認めることができる。この場合、申請人が資料の記載を具体的に主張するには著しく困難な事情があり、その資料で証明しようとする事実を他の証拠で証明することも期待し難い際には、申請人が資料の記載で証明しようとする事実に関する主張を真実なものとして認めることができる。

第35条の3（秘密保持命令）①法院は、この法律に違反した行為による損害賠償請求訴訟で当事者の申請による決定で、次の各号の者にその当事者が保有する営業秘密を該当の訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用するか、又はその営業秘密に関わる命令として、この項による命令を受けていない者に公開しないことを命ずることができる。但し、その申請の前に、次の各号の者が準備書面の閲覧や証拠調査以外の方法で、その営業秘密を取得している場合には、この限りでない。

1. 他の当事者（法人である場合には、その代表者をいう。）

2. 当事者のために、該当の訴訟を代理する者

3. その他、該当の訴訟により営業秘密を知った者

②第1項による命令（以下「秘密保持命令」という。）を申請する者は、次の各号の事由を全部疎明しなければならない。

1. 次の各目のいずれかに該当する資料に営業秘密が含まれているという点

イ. 既に提出されたか、又は提出しなければならない準備書面

ロ. 既に調査されたか、又は調査しなければならない証拠

ハ. 第35条の2第1項により提出されたか、又は提出しなければならない資料

2. 第1号各目に含まれている営業秘密が、該当の訴訟を遂行する以外の目的で使用されるか、又は公開されると当事者の営業に支障を与える恐れがあり、それを防止するために、営業秘密の使用や開示を制限する必要があるという点

③秘密保持命令の申請は、次の各号の事項を記載した書面でなければならない。

1. 秘密保持命令を受ける者
2. 秘密保持命令の対象となる営業秘密を特定するのに十分な事実
3. 第2項各号の事由に該当する事実

④法院は、秘密保持命令が決定された場合には、その決定書を秘密保持命令を受ける者に送達しなければならない。

⑤秘密保持命令は、第4項による決定書が送達された時から効力が発生する。

⑥秘密保持命令の申請を棄却するか、又は却下した裁判に対しては、直ちに抗告をすることができる。

第35条の4（秘密保持命令の取消）①秘密保持命令を申請した者又は秘密保持命令を受けた者は、第35条の3第2項各号の事由に合致しない事実や事情のある場合には、訴訟記録を保管している法院（訴訟記録を保管している法院がない場合には、秘密保持命令を下した法院いう。）に秘密保持命令の取消を申請することができる。

②法院は、秘密保持命令の取消申請に対する決定をした場合には、その決定書をその申請をした者及び相手方に送達しなければならない。

③秘密保持命令の取消申請に対する法院の決定については、直ちに抗告することができる。

④秘密保持命令を取り消す法院の決定は、確定されてから効力が発生する。

⑤秘密保持命令の取消を決定した法院は、秘密保持命令の取消を申請した者又は相手方以外に当該の営業秘密に関する秘密保持命令を受けた者がいれば、その者に直ちにその取消決定をした事実を通知しなければならない。

第35条の5（訴訟記録の閲覧等の請求通知等）①秘密保持命令が下された訴訟（秘密保持命令が全部取り消された訴訟を除く。）に関する訴訟記録について、「民事訴訟法」第163条第1項により閲覧等の申請人を当事者に制限する決定があった場合であって、当事者がその閲覧等を申請したが、その手続きを秘密保持命令を受けていない者を通じて踏んだ場合には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補（以下、この条で「法院事務官等」という。）は、直ちに同項に基づいて、その閲覧等の制限を申請した当事者（その閲覧等の申請をした者は除く。以下、第2項の但し書では同じ。）に、その閲覧等の申請があったという事実を通知しなければならない

②法院事務官等は、第1項による閲覧等の申請があった日から2週間が経過するまで（その閲覧等の申請手続きを踏んだ者に対する秘密保持命令の申請が該当の期間内に行われた場合には、秘密保持命令の申請に対する裁判が確定される時点までをいう。）、その閲覧等の申請手続きを踏んだ者に、営業秘密が記載されている部分の閲覧等をさせてはならない。但し、その閲覧等の申請手続きを踏んだ者が営業秘密が記載されている部分の閲覧等をするに対して、「民事訴訟法」第163条第1項による閲覧等の制限を申請した当事者の全てが同意する場合には、本文に基づく期限が過ぎる前でも閲覧

等をさせることができる。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。但し、第2条の改正規定は公布日から施行する。

第2条（秘密保持契約締結に対する適用例）第12条の3第3項の改正規定は、この法律の施行後に需給事業者が元事業者に技術情報を提供する場合から適用する。

第3条（損害賠償請求訴訟における資料提出命令等に関する適用例）第35条の2から第35条の5までの改正規定は、この法律の施行後に提起された損害賠償請求訴訟から適用する。

1-2 デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111659）

議案情報システム（2021.7.22.）

デザイン保護法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111659）

議案番号：2111659

提案日：2021年7月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査経過
デザイン保護法の一部改正法律案	2104856	ヤン・クムヒ 議員	2020年11月2日	-第384回国会（臨時会）第3回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年2月23日）上程した後、提案説明、検討報告、代替議論及び小委員会回付
	2105442	イ・ソヨン議員	2020年11月17日	-第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程 -第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程、逐条審査及び議決（代替反映廃棄）
	2106346	イ・ギュミン 議員	2020年12月10日	-第384回国会（臨時会）第3回産業通商資源中小ベンチャー企業

				委員会（2021年2月23日）上程した後、提案説明、検討報告、代替議論及び小委員会回付 -第385回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年3月16日）に上程、逐条審査 -第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程 -第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程、逐条審査及び議決（代替反映廃棄）
--	--	--	--	--

- イ. 第387回国会（臨時会）の第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）で、上記の3件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律の内容を統合・調整して当委員会の代案を設けることにした。
- ロ. 第388回国会（臨時会）の第1回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年6月28日）で、産業通商資源特許小委員会が審査報告した通り、3件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに、産業通商資源特許小委員会が設けた委員会の代案を提案することに議決した。

2. 代案の提案理由

現行の産業通商資源部令では、「災難及び安全管理基本法」による災害事態又は特別災難地域として宣言された場合、登録料と手数料を減免するようにしているが、新型コロナウイルスの拡散のような国家的災難により苦労している中小企業などの負担を軽減するためには、明確な法的根拠を設けなければならないという意見が提起されている。

また、登録料と手数料を虚偽や不当な方法で減免を受けた者については、減免額を徴収し、減免優遇を制限する等のせ制裁を設ける必要があり、デザイン登録の出願後1ヶ月以内にそれを取り下げ又は放棄する場合には、事実上提供されないサービスである秘密デザイン請求料と出願公開申請料を返還するようにする等、制度を改善する必要がある。

一方、産業財産権紛争の際、資金力のない中小・ベンチャー企業は、審判又は訴訟で紛争が長期化する場合、苦労することになるため、審判の調停の連携を通じて産業財産権紛争調停制度を活性化し、審判手続きに民事訴訟法上の適時提出主義を導入するという意見がある。

そこで、国家的災難事態又は特別災難地域として宣言された地域の居住者等に対して登

録料及び手数料を減免できるようにし、審判-調停連携制度を導入する等、関連する法的根拠を設けようとするものである。

3. 代案の主要内容

- イ. 「災難及び安全管理基本法」による災難事態又は特別災難地域として宣言された地域に居住するか、又は主たる事務所を置いている者のうち産業通商資源部令で定める要件を備えた者には、登録料及び手数料を減免することができる根拠を新設する（案第86条第2項）。
- ロ. 登録料と手数料を虚偽や不正な方法で減免を受けた者については、減免額の2倍額を徴収することができるようにし、該当の出願人の減免優遇を一定期間制限できるようにする（案第86条第3項）。
- ハ. デザイン登録出願後1ヶ月以内にそれを取り下げるか、又は放棄する出願人に秘密デザインの請求料と出願公開の申請料を返還するようにする（案第87条第1項第3号）。
- ニ. 審判事件の合理的な解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付することができるようにする（案第152条の2新設）。
- ホ. 審判事件が調停委員会に回付される場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする（案第207条第1項第1号の2新設）。
- ヘ. 審判手続きにおける主張・証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」上の適時提出主義の関連規定を準用するようにする（案第146条の2新設）。

4. 参考事項

この法律案は、産業通商資源中小ベンチャー企業委員長が同日提案した「発明振興法の一部改正法律案」の議決を前提にするもので、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第86条第2項のうち『国民基礎生活保障法』に基づく医療給付受給者又は産業通商資源部令で定める者を「次の各号のいずれかに該当する者」とし、同項に各号を次のように新設し、同条の第3項を第4項にし、同条に第3項を次のように新設する。

1. 「国民基礎生活保障法」に基づく医療給付受給者
2. 「災難及び安全管理基本法」第36条による災難事態又は同法第60条による特別災難地

域に宣言された地域に居住するか、又は主たる事務所を置いている者のうち産業通商資源部令で定める要件を備えた者

3. その他産業通商資源部令で定める者

③特許庁長は、第2項による登録料及び手数料の減免を虚偽やその他の不正な方法で受けた者に対しては、産業通商資源部令の定めにより、減免を受けた登録料及び手数料の2倍額を徴収することができる。この場合、その出願人又はデザイン権者のデザイン登録出願又はそのデザイン登録出願をして受けたデザイン権については、産業通商資源部令で定める期間の間に第2項を適用しない。

第87条第1項第3号各目以外の部分の本文のうち「デザイン登録出願料及び優先権主張申請料」を「デザイン登録出願料、優先権主張申請料、秘密デザイン請求料及び出願公開申請料」とする。

第146条の2を次のように新設する。

第146条の2（適時提出主義） 審判手続きにおける主張や証拠の提出に関しは「民事訴訟法」第146条、第147条及び第149条を準用する。

第152条の2を次のように新設する。

第152条の2（産業財産権紛争調停委員会に回付） ①審判長は、審判事件を合理的に解決するために必要であると認められる場合、当事者の同意を得て、その審判事件の手続きを中止し、決定により該当の事件を「発明振興法」第41条による産業財産権紛争調停委員会（以下、「調停委員会」という。）に回付することができる。

②審判長は、第1項により調停委員会に回付した際には、該当の審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③審判長は、調停委員会の調停手続きが調停不成立で終了されれば、第1項による停止決定を取り消し、審判を再開し、調停が成立した場合には当該の審判請求は取り下げられたものと見做す。

第207条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第152条の2第2項による調停のためにデザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録の異議申立、審判、再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。但し、第86条及び第87条の改正規定は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（登録料及び手数料の減免に関する適用例） ①第86条の改正規定のうち、手数料減免に関する部分は、同改正規定の施行後に出願するデザイン登録出願から適用する。

②第86条の改正規定のうち、登録料減免に関する部分は、同改正規定の施行後、第65条によるデザイン登録決定又は第157条第1項によるデザイン登録拒絶決定の取消審決（デ

ザイン登録を決定した審決に限定するが、再審審決を含む。) の謄本の送達を受けたデザイン登録出願から適用する。

第3条（登録料及び手数料の返還に関する適用例）第87条第1項第3号の改正規定は、同改正規定の施行後に取り下げられるか、又は放棄したデザイン登録出願から適用する。

第4条（審判事件の調停委員会回付に関する適用例）第152条の2の改正規定は、この法律の施行当時に審判が進行中である事件にも適用する。

第5条（減免額徴収等に関する経過措置）第86条第3項の改正規定の施行前に虚偽やその他の不正な方法で特許料や手数料の減免を受けた者については、同改正規定にも関わらず、従前の規定に従う。

1-3 特許法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111662）

議案情報システム（2021.7.22.）

特許法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111662）

議案番号：2111662

提案日：2021年7月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査経過
特許法の一部改正法律案	2104855	ヤン・クムヒ 議員	2020年11月2日	-第384回国会（臨時会）第3回全体会議（2021年2月23日）上程した後、提案説明、検討報告、代替議論及び小委員会回付 -第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程 -第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程及び議決（代替反映廃棄）
	2105036	イ・チョルギユ 議員	2020年11月6日	-第384回国会（臨時会）第3回全体会議（2021年2月23日）上程した後、提案説明、検討報告、代替

				<p>議論及び小委員会回付</p> <p>-第385回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年3月16日）に上程及び審査</p> <p>-第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程及び議決（代替反映廃棄）</p>
2105093	イ・チョルギユ 議員	2020年11月9日	<p>-第384回国会（臨時会）第3回全体会議（2021年2月23日）上程した後、提案説明、検討報告、代替議論及び小委員会回付</p> <p>-第385回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年3月16日）に上程及び審査</p> <p>-第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程</p> <p>-第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程及び議決（代替反映廃棄）</p>	
2105443	イ・ソヨン議員	2020年11月17日	<p>-第384回国会（臨時会）第3回全体会議（2021年2月23日）上程した後、提案説明、検討報告、代替議論及び小委員会回付</p> <p>-第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程</p> <p>-第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程及び議決（代替反映廃棄）</p>	
2105532	ユン・ヨンソク 議員	2020年11月19日	<p>-第384回国会（臨時会）第3回全体会議（2021年2月23日）上程した後、提案説明、検討報告、代替</p>	

				議論及び小委員会回付 -第385回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年3月16日）に上程及び審査 -第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程 -第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程及び議決（代替反映廃棄）
--	--	--	--	---

- イ．第387回国会（臨時会）の第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）で、上記の5件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律の内容を統合・調整して当委員会の代案を設けることにした。
- ロ．第388回国会（臨時会）の第1回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年6月28日）で、産業通商資源特許小委員会が審査報告した通り、建議された法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに、産業通商資源特許小委員会が設けた委員会の代案を提案することに議決した。

2. 代案の提案理由

現行の産業通商資源部令では、「災難及び安全管理基本法」による災害事態又は特別災難地域として宣言された場合、特許料と手数料を減免するようにしているが、新型コロナウイルスの拡散のような国家的災難により苦勞している中小企業などの負担を軽減するためには、明確な法的根拠を設けなければならないという意見が提起されている。

また、特許審判院は、訓令と例規を根拠に特許取消申請、審判、再審に関する調査・研究事務を担当する審判研究官を置いているが、その法的根拠がない。特許審判の専門性と信頼性を強化するためには、審判支援人員の法的根拠を設ける必要がある。

一方、産業財産権紛争の際、資金力のない中小・ベンチャー企業は、審判又は訴訟で紛争が長期化する場合、苦勞することになるため、審判の調停の連携を通じて産業財産権紛争調停制度を活性化し、審判手続きに民事訴訟法上の適時提出主義を導入するという意見がある。

加えて、職権補正において、出願人が意図していない権利の発生を防止するために職権補正を無効と見做す規定を導入し、特許審査において実際に投入された行政サービスを基準に審査請求料を返すことができるように返還要件を緩和し、特許料・手数料の不当な減免者に対する制裁を新設する等、特許出願及び審査関連制度を改善する必要がある。

3. 代案の主要内容

- イ. 審査官の誤った職権補正を無効と見做す規定を新設する（案第66条の2第6項）。
- ロ. 「災難及び安全管理基本法」による災難事態又は特別災難地域として宣言された地域に居住するか、又は主たる事務所を置いている者のうち産業通商資源部令で定める要件を備えた者には、特許料及び手数料を減免することができる根拠を新設する（案第83条第2項）。
- ハ. 特許料と手数料を虚偽や不正な方法で減免を受けた者については、減免額の2倍額を徴収することができるようにし、該当の出願人の減免優遇を一定期間制限できるようにする（案第83条第4項）。
- ニ. 先行技術調査業務の結果通知が出された後に特許出願を取り消し、又は放棄する場合でも、審査請求料を全額返還するようにし、協議結果の申告命令が出されてから申告期間が満了する前、又は拒絶理由通知が出されてから意見書の提出期間が満了する前に特許出願を取り消し、又は放棄する場合には、審査請求料の3分の1を返還するようにする（案第84条第1項第5号）。
- ホ. 特許審判院に特許取消申請、審判及び再審に関する調査・研究とその他の事務を担当する人員を置くようにする（案第132条の16）。
- ヘ. 審判事件の合理的な解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付することができるようにする（案第164条の2新設）。
- ト. 審判事件が調停委員会に回付される場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする（案第217条第1項第1号の2新設）。
- チ. 審判手続きにおける主張・証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」上の適時提出主義の関連規定を準用するようにする（案第158条の2新設）。

4. 参考事項

この法律案は、産業通商資源中小ベンチャー企業委員長が同日提案した「発明振興法の一部改正法律案」の議決を前提にするもので、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第66条の2第1項に後段を次のように新設し、同条に第6項を次のように新設する。

この場合、職権補正は、第47条第2項による範囲内でしなければならない。

⑥職権補正が第47条第2項による範囲から外れているか、明らかに誤っていない事項を職権補正した場合、その職権補正は最初からなかったものと見做す。

第83条第2項のうち『国民基礎生活保障法』に基づく医療給付受給者又は産業通商資源部令で定める」を「次の各号のいずれかに該当する」とし、同項に各号を次のように新設し、同条に第4項を次のように新設する。

1. 「国民基礎生活保障法」に基づく医療給付受給者
2. 「災難及び安全管理基本法」第36条による災難事態又は同法第60条による特別災難地域に宣言された地域に居住するか、又は主たる事務所を置いている者のうち産業通商資源部令で定める要件を備えた者
3. その他産業通商資源部令で定める者

④特許庁長は、第2項による特許料及び手数料の減免を虚偽やその他の不正な方法で受けた場合には、産業通商資源部令の定めにより、減免を受けた特許料及び手数料の2倍額を徴収することができる。この場合、その出願人又は特許権者の特許出願又はその特許出願をして受けた特許権については、産業通商資源部令で定める期間の間に第2項を適用しない。

第84条第1項第5号各目以外の部分のうち「含む。）」を「含む。以下この条において同じ。）」とし、同号のロ目を削除する。

第84条第1項に第5号の2を次のように新設する。

5の2. 出願審査の請求をした後、次の各目のいずれかに該当する期間内に特許出願を取り下げるか、又は放棄した場合、既に出した審査請求料の3分の1に該当する金額

イ. 第5号イ目による申告命令後、申告期間の満了前まで

ロ. 第5号ハ目による拒絶理由通知（第47条第1項第1号に該当する場合に限る。）の後、意見書提出期間の満了前まで

第109条のうち「産業財産権紛争調停委員会」を「産業財産権紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）」とする。

第132条の16第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③特許審判院に第1項による調査・研究とその他の事務を担当する人員を置くことができる。

第158条の2を次のように新設する。

第158条の2（適時提出主義） 審判手続きにおける主張や証拠の提出に関しては「民事訴訟法」第146条、第147条及び第149条を準用する。

第164条の2を次のように新設する。

第164条の2（調停委員会に回付） ①審判長は、審判事件を合理的に解決するために必要であると認められる場合、当事者の同意を得て、その審判事件の手続きを中止し、決定によりその事件を調停委員会に回付することができる。

②審判長は、第1項により調停委員会に回付した際には、該当の審判事件の記録を調停

委員会に送付しなければならない。

③ 審判長は、調停委員会の調停手続きが調停不成立で終了されれば、第1項による停止決定を取り消し、審判を再開し、調停が成立した場合には当該の審判請求は取り下げられたものと見做す。

第217条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第164条の2第2項による調停のために、特許出願・審査・特許取消申請・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。但し、第83条及び第132条の16第3項の改正規定は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（職権補正に関する適用例）第66条の2第6項の改正規定は、この法律の施行後に設定登録された特許権から適用する。

第3条（特許料及び手数料の減免に関する適用例）①第83条の改正規定のうち、手数料減免に関する部分は、同改正規定の施行後に提出する特許出願から適用する。

②第83条の改正規定のうち、特許料減免に関する部分は、同改正規定の施行後、第66条による特許決定又は第176条第1項による特許拒絶決定の取消審決（特許登録を決定した審決に限定するが、再審審決を含む。）の謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

第4条（審査請求料の返還に関する適用例）第84条第1項の改正規定は、この法律の施行後に取り下げられるか、又は放棄した特許出願から適用する。

第5条（審判事件の調停委員会回付に関する適用例）第164条の2の改正規定は、この法律の施行当時に審判が進行中である事件にも適用する。

第6条（減免額徴収等に関する経過措置）第83条第4項の改正規定の施行前に虚偽やその他の不正な方法で特許料や手数料の減免を受けた者については、同改正規定にも関わらず、従前の規定に従う。

第7条（他の法律の改正）実用新案法の一部改正法（法律第18098号で改正されたものをいう。）の一部を次のように改正する。

第33条のうち「第155条から第166条まで」を「第155条から第158条まで、第158条の2、第159条から第164条まで、第164条の2、第165条、第166条」とする。

商標法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111666）

議案番号：2111666

提案日：2021年7月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査経過
商標法 の一部 改正 法律案	2104854	ヤン・クムヒ 議員	2020年11月2日	-第384回国会（臨時会）第3回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年2月23日）に上程した後、提案説明、検討報告、代替議論を経て、小委員会に回付
	2105444	イ・ソヨン 議員	2020年11月17日	-第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程 -第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程、逐条審査及び議決（代替反映廃棄）

イ. 第387回国会（臨時会）の第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）で、上記の2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律の内容を統合・調整し、当委員会の代案を設けることにした。

ロ. 第388回国会（臨時会）の第1回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年6月28日）で、産業通商資源特許小委員会が審査報告した通り、建議された法律案はそれぞれ本会議に付議しないことにし、産業通商資源特許小委員会が設けた委員会の代案を提案することに議決した。

2. 代案の提案理由

産業財産権における紛争の際、多くの時間と費用がかかる審判又は訴訟による解決は、資金力のない中小ベンチャー企業に不利に働く可能性があるため、産業財産権紛争調停委員会の調停制度を活用するのが効果的であるが、現在は紛争当事者の申請による調停手

続きのみ行われているため、紛争調停の申請件数が期待に及ばない状況である。そこで、「審判-調停連携制度」を導入して調停制度を活性化し、審判手続きにおいて主張・証拠の提出遅延による紛争の長期化を防ぐために審判長が主張・証拠の提出時期を制限し、遅れて提出した証拠等は却下できる法的根拠を設けようとするものである。

3. 代案の主要内容

- イ. 審判事件を合理的に解決するために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付することができるようにする（案第151条の2新設）。
- ロ. 審判事件が調停委員会に回付された場合、調停のために審判事件に関する書類を搬出できるようにする（案第216条第1項第1号の2新設）。
- ハ. 審判手続における主張・証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」上の適時提出主義の関連規定を準用するようにする（案第145条の2新設）。

4. 参考事項

この法律案は、産業通商資源中小ベンチャー企業委員長が同日提案した「発明振興法の一部改正法律案」の議決を前提にするもので、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第145条の2を次のように新設する。

第145条の2（適時提出主義） 審判手続きでの主張や証拠の提出に関しては、「民事訴訟法」第146条、第147条及び第149条を準用する。

第151条の2を次のように新設する。

第151条の2（産業財産権紛争調停委員会の回付）①審判長は審判事件を合理的に解決するために必要であると認めると、当事者の同意を得て、該当審判事件の手続きを中止し、決定により該当事件を「発明振興法」第41条による産業財産権紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）に回付することができる。

②審判長は第1項により調停委員会に回付した際には当該審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③審判長は、調停委員会の調停手続きが調停不成立で終了されると第1項による中止決定を取り消し、審判を再開し、調停が成立した場合には該当審判事件が取り下げられ

たものと見做す。

第216条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第151条の2第2項に基づく調停をするために商標登録出願、審査、異議申請、審判又は再審に関する書類や商標原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（審判事件の調停委員会回付に関する適用例）第151条の2の改正規定は、この法律の施行日現在において審判が進行中である事件にも適用する。

1－5 発明振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111670）

議案情報システム（2021.7.22.）

発明振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2111670）

議案番号：2111670

提案日：2021年7月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査経過
発明振興法の一部改正法律案	2104853	ヤン・クムヒ議員	2020年11月2日	-第384回国会（臨時会）第3回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年2月23日）に上程した後、提案説明、検討報告、代替議論を経て、小委員会に回付
	2105441	イ・ソヨン議員	2020年11月17日	-第387回国会（臨時会）第1回産業通商資源特許小委員会（2021年5月11日）に上程 -第387回国会（臨時会）第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）に上程、逐条審査及び議決（代替反映廃棄）

イ. 第387回国会（臨時会）の第2回産業通商資源特許小委員会（2021年5月20日）で、上

記の2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律の内容を統合・調整して当委員会の代案を設けることにした。

- ロ. 第388回国会（臨時会）の第1回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年6月28日）で、産業通商資源特許小委員会が審査報告した通り、建議された法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに、産業通商資源特許小委員会が設けた委員会の代案を提案することに議決した。

2. 代案の提案理由及び主要内容

産業財産権における紛争の際、多くの時間と費用がかかる審判又は訴訟による解決は、資金力のない中小ベンチャー企業に不利に働く可能性があるため、産業財産権紛争調停委員会の調停制度を活用するのが効果的であるが、現在は紛争当事者の申請による調停手続きのみ行われているため、紛争調停の申請件数が期待に及ばない状況である。

特に、第四次産業革命が進むにつれて知的財産権の保護に対する関心が高まり、それに関連する紛争も増えると予想されるため、「審判-調停連携制度」の導入による紛争調停制度の活性化が必要であるという意見が提示されている。

そこで、審判段階で「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」及び「商標法」により、調停回付が決まった事件は調停申請されたものと見做すことで、紛争調停による解決を促し、調停回付された事件のうち、必要な場合、当事者の同意のもとで該当の審判合意体の全部又は一部が調停部の一員として参加できるようにし、調停の効率性を向上するためのものである（案第49条の3新設）。

3. 参考事項

この法律案は、産業通商資源中小ベンチャー企業委員長が同日提案した「特許法の一部改正法律案」、「商標法の一部改正法律案」及び「デザイン保護法の一部改正法律案」の議決を前提にするもので、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第49条の3を次のように新設する。

第49条の3（審判-調停の連携特例）①「特許法」第164条の2、「実用新案法」第33条、「デザイン保護法」第152条の2及び「商標法」第151条の2により、委員会への回付が決定された場合には、該当の事件が委員会に回付された日に第43条第1項による申請があったもの

と見做す。

②第1項の規定により調停申請された事件として、該当の審判長が必要であると認めて当事者が同意する場合は、該当の審判合議体の全部又は一部が第42条よる調停部の一員になることができる。

附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1-6 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令（大統領令第31914号）

電子官報（2021.7.27.）

国務会議の審議を経た特許庁とその所属機関の職制の一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021年7月27日

大統領令第31914号

特許庁とその所属機関の職制の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制の一部を次のとおり改正する。

第12条の第3項を次のようにする。

③局長は、次の事項を分掌する。

1. 産業財産権保護政策の確立・総括及び調整
2. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為の防止及び同条第2号による営業秘密の保護に関する政策の確立・総括及び調整
3. 産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法令・制度の運営
4. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する基本計画・施行計画の確立・施行
5. 産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護のための教育・広報
6. 産業財産権及び営業秘密紛争の予防・対応支援
7. 国内外の産業財産権を保護する基盤構築に関する事項
8. 産業財産権の紛争調停に関する事項
9. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第6条第35号及び第35の2に規定された犯罪の捜査に関する事項
10. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為

に対する調査及び是正勧告等の行政措置に関する事項

11. 外国及び国際機構との産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する交流及び協力

12. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する国際条約及び協定に関する事項

13. 外国との多国間・両国間における産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する通商協力に関する事項

14. 産業財産権に関する開発途上国と最貧国との協力事業に関する事項

15. その他、産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護に関する事項

第13条第3項第1号を次のようにし、同項に第1号の2を次のように新設し、同項第2号を次のようにし、同項第3号の「電算システム」を「産業財産権の情報化システム」とし、同項第18号のうち、「情報及び電算化」を「情報化」とし、同項第21号のうち、「関連情報」を「情報化」とする。

1. 産業財産権の情報化政策の確立・総括及び調整

1の2. 産業財産権の情報化に関する法令・制度の運営

2. 産業財産権の情報化システムの開発・研究・セキュリティ・維持及び管理

第31条第2項の後段のうち、「57名」を「58名」とする。

別表1のうち、総計「1,582」を「1,601」にし、一般職計「1,580」を「1,599」とし、3級又は4級以下の「1,565」を「1,584」とする。

別表2のうち、総計及び一般職計「204」をそれぞれ「207」とし、3級又は4級以下の「191」を「194」とする。

別表3の第1号に3)を次のように新設し、同表第2号に8)と9)をそれぞれ次のように新設する。

3)産業財産保護協力局1課	12名	2024年3月31日まで
8)特許審査業務	7名	2023年12月31日まで
9)商標・デザイン審査業務	5名	2024年12月31日まで

附 則

この令は公布日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

特許庁における技術侵害・奪取事件の捜査機能を強化するために、産業財産保護協力局の1課を評価対象の組織として新設することになり、それに必要な人員12名のうち8名(4級1名、4級又は5級2名、5級2名、6級2名、7級1名)を評価対象の定員として増員し、4名(4級又は5級2名、6級2名)は、既存の定員を活用するものの、評価対象

の定員にし、不正競争防止及び営業秘密保護の基本計画確立等の業務を遂行するために必要な人員の2名（4級又は5級1名、6級1名）を増員し、特許審査業務を遂行するために必要な人員の7名（4級又は5級3名、6級4名）を評価対象の定員に増員し、商標・デザイン審査業務を遂行するために必要な人員5名（4級又は5級1名、6級4名）のうち2名（4級又は5級1名、6級1名）は、評価対象の定員に増員し、3名（6級3名）は、既存の定員を活用するものの、評価対象の定員にする。

一方、特許庁の所属機関に特許審判業務を支援するために必要な人員の3名（4級又は5級1名、5級2名）を増員し、産業財産保護協力局と情報顧客支援局の分掌事務を一部調整しようとするものである。

<法制処提供>

1-7 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第428号)

電子官報 (2021.7.27.)

産業通商資源部令第428号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2021年7月27日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第2項のうち、「産業財産保護支援課、産業財産調査課、国際協力課、多国間機構チーム」を「産業財産紛争対応課、技術デザイン特別司法警察課、商標特別司法警察課、国際協力課、産業財産通商協力チーム及び不正競争調査チーム」に、「チーム長」を「各チーム長」とし、同条第3項及び第4項をそれぞれ次のようにし、同条第5項から第7項までをそれぞれ第6項から第8項までとし、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）を次のようにする。

③産業財産保護政策課長は、次の事項を分掌する。

1. 産業財産権保護政策の確立・総括・調整
2. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為の防止及び同条第2号による営業秘密の保護に関する政策の確立・総括・調整
3. 産業財産権の保護に関する法令・制度の運営
4. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法令・制度の運営
5. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する基本計画・施行計画の確立・施行

6. 産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護のための教育・広報
 7. 産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護に関する国内外の実態調査・分析及び制度調査・研究
 8. 産業財産権の保護、不正競争防止及び営業秘密保護に関する関連機関との協力
 9. 韓国知識財産保護院に対する指導・監督
 10. その他、国内の課及びチームの所管に属さない事項
- ④産業財産紛争対応課長は、次の事項を分掌する。
1. 産業財産権及び営業秘密紛争に関する施策の確立・施行
 2. 産業財産権及び営業秘密紛争の予防・対応支援
 3. 産業財産権及び営業秘密紛争のに関する情報システムの構築・運営
 4. 営業秘密保護の支援に関する施策の確立・施行
 5. 営業秘密の原本証明制度の運営
 6. 海外産業財産権を保護する基盤構築に関する事項
 7. 海外産業財産権の保護に関する教育・広報
 8. 産業財産権の紛争調停に関する事項
 9. 公益弁理士による特許相談センターの運営
 10. 海外知識財産センターの運営
 11. その他、産業財産権及び営業秘密紛争の予防・対応に関する事項
- ⑤技術デザイン特別司法警察課長は、次の事項を分掌する。
1. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第6条第35号の2に規定された犯罪（以下、「技術デザイン侵害犯罪」という。）に関する捜査計画の確立・施行
 2. 技術デザイン侵害犯罪に対する捜査
 3. 技術デザイン侵害犯罪の捜査に関する国内・外の情報収集・分析及び管理
 4. 技術デザイン侵害犯罪の捜査事件の相談・受付及び統計分析・管理
 5. 技術デザイン侵害犯罪の捜査に関する法令・制度の運営
 6. 技術デザイン侵害犯罪の捜査のための関連機関との協力
 7. 電子的証拠の収集及び分析
 8. 捜査に関する情報システムの開発及び運用
 9. 技術デザイン侵害犯罪の予防及び啓導のための教育・広報
 10. その他、技術デザイン侵害犯罪の捜査に関する事項
- ⑥商標特別司法警察課長は、次の事項を分掌する。
1. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第6条第35号に規定された犯罪（以下「商標侵害犯罪」という。）に関する捜査計画の確立・施行
 2. 商標侵害犯罪に対する捜査
 3. 商標侵害犯罪の捜査に関する国内・外の情報収集・分析及び管理

4. 商標侵害犯罪の捜査事件の相談・捜査事件の相談・受付及び統計分析・管理
5. 商標侵害犯罪の捜査に関する法令・制度の運営
6. 商標侵害犯罪の捜査のための関連機関との協力
7. オンライン偽造商品に対する監視及び是正措置等に関する事項
8. 偽造商品の流通防止のための官民協議体の運営及び協力
9. 偽造商品の取締り支援事業の運営及び偽造商品通報に対する褒賞金制度の運営
10. 商標侵害犯罪の予防及び啓導のための教育・広報
11. その他、商標侵害犯罪の捜査に関する事項

第9条第7項（従前の第6項）第1号及び第2号のうち、「産業財産権」をそれぞれ「産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護」とし、同項第4号のうち、「産業財産権情報」を「産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護の関連情報」とし、同項第5号及び第6号のうち、「産業財産権」をそれぞれ「産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護」とし、同項第8号のうち、「海外産業財産権」を「海外の産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する」とし、同項第9号の2及び第10号のうち、「産業財産権」をそれぞれ「産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護」とし、同条第8項（従前の第7項）を次のようにし、同条第9項を次のように新設する。

⑧産業財産通商協力チーム長は、次の事項を分掌する。

1. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する国際機関との協力総括
2. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する多国間協力政策の確立・総括・調整
3. 産業財産権人員の国際機関への進出に関する業務の総合・調整
4. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する国際条約及び協定に関する事項
5. 自由貿易協定等の外国との多国間・両国間における産業財産権通商交渉に関する事項
6. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する国際機関の動向及び国際協定・条約等の制度に対する調査・研究
7. 産業財産権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する海外広報に関する事項
8. 産業財産権に関する開発途上国と最貧国との協力事業の総括・調整・施行
9. 世界的知的所有権機関の韓国信託基金の総括・調整
10. 第1号から第9号までの事項に関する国内関連機関との協力

⑨不正競争調査チーム長は、次の事項を分掌する。

1. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為（以下「不正競争行為」という。）に関する調査計画の確立・施行
2. 不正競争行為に対する調査及び是正勧告等の行政措置に関する事項
3. 不正競争行為の調査事件の相談・受付及び統計分析・管理

4. 不正競争行為の調査に関する法令・制度の運営
5. 関連機関との共同行政調査及び技術判断の支援に関する事項
6. 不正競争防止のための地方自治団体の教育・支援等の関連機関との協力
7. 不正競争防止のための制度・判例及び調査実務・事例等の研究
8. 不正競争行為の予防及び啓導のための教育・広報
9. 産業財産権表示に関する制度の運営及び指導等に関する事項
10. その他、不正競争行為の調査に関する事項

第10条第3項第1号を次のようにし、同項に第1号の2を次のように新設し、同項第7号を次のようにし、同項第9号、第11号、第12号、第19号及び第20号をそれぞれ削除する。

1. 産業財産権の情報化政策の確立・総括及び調整
- 1の2. 産業財産権の情報化に関する法令・制度の運営
7. 産業財産権の顧客サービスに関する政策の確立・総合及び調整

第10条第4項第15号を削除し、同項第16号、第16号の2及び第17号をそれぞれ第15号、第16号及び第19号とし、同項に第17号及び第18号をそれぞれ次のように新設する。

17. 産業財産権情報のセキュリティ業務に関する計画の確立・施行
18. 産業財産権に関する個人情報保護制度に関する調査・研究

第10条第5項第12号のうち、「外部用の産業財産権」を「産業財産権」とし、同条第8項第15号を第17号とし、同項に第15号及び第16号をそれぞれ次のように新設する。

15. 特許顧客相談センターの運営及び管理
16. 産業財産権に関する国民申聞鼓の運用及び管理

第17条第5項第4号を第5号にし、同項に第4号を次のように新設する。

4. 特許庁審査官の海外訓練計画の確立及び推進

第19条の題目以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

- ②特許庁に置く公務員の定員のうち電子証拠の収集と分析業務を担当する1人（6級1人）は、任期制公務員として任用することができる。

附 則

第1条（施行日） この規則は、公布日から施行する。

第2条（総額人件費制で新設した機構の存続期限）①「行政機関の組織と定員に関する通則」第29条により、この規則の施行で新設される不正競争調査チームは、2024年7月27日まで存続する。

- ②第1項による存続期限まで、不正競争調査チーム長が分掌する事項において特別な規定を置かない場合には、第1項による存続期限が経過した日から、不正競争調査チーム長が分掌する事項は、技術デザイン特別司法警察課長が分掌する。

<改正理由及び主要内容>

特許庁における技術侵害・奪取事件の捜査機能を強化するために、産業財産保護協力局の1課を評価対象の組織として新設することになり、それに必要な人員12名のうち8名(4級1名、4級又は5級2名、5級2名、6級2名、7級1名)を評価対象の定員として増員し、4名(4級又は5級2名、6級2名)は、既存の定員を活用するものの、評価対象の定員にし、不正競争防止及び営業秘密保護の基本計画確立等の業務を遂行するために必要な人員の2名(4級又は5級1名、6級1名)を増員し、特許審査業務を遂行するために必要な人員の7名(4級又は5級3名、6級4名)を評価対象の定員に増員し、商標・デザイン審査業務を遂行するために必要な人員5名(4級又は5級1名、6級4名)のうち2名(4級又は5級1名、6級1名)は、評価対象の定員に増員し、3名(6級3名)は、既存の定員を活用するものの、評価対象の定員にする。また、特許庁の所属機関に特許審判業務を支援するために必要な人員の3名(4級又は5級1名、5級2名)を増員し、産業財産保護協力局と情報顧客支援局の一部の分掌事務を調整する内容で、「特許庁とその所属機関の職制」が改正(大統領令第31914号、2021年7月27日、公布・施行)されたことにより、変更される事項を反映する。

一方、総額人件費制を活用して設置した特許事業化担当官とアイデア取引担当官の存続期限を2021年7月31日までから2022年7月31日までに、それぞれ1年延長し、不正競争

調査の機能を強化するために総額人件費制を活用して、産業財産保護協力局に不正競争調査チームを新設し、総額人件費制を活用して職級を引き上げた特許庁の定員5名(4級又は5級5名)の職級を従前の職級(5級5名)に戻す等、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

1-8 弁理士法の一部改正法律案(議案番号:2111788)

議案情報システム(2021.7.28.)

弁理士法の一部改正法律案(議案番号:2111788)

議案番号:2111788

提案日:2021年7月28日

提案者:オム・テヨン議員外10人

提案理由及び主要内容

産業財産権の鑑定は権利行使と侵害紛争に重要な影響を及ぼす法律的な判断であるにも

かかわらず、これを専門知識のない無資格者が遂行して一般人、中小企業等が損害を受ける事例が多く発生している。

専門領域において行われる無資格者らの鑑定行為は、国家知的財産の競争力を弱体化させ、国民と中小企業の被害へとつながる憂慮が大きいため、産業財産権の業務の中で禁止すべき範囲を明確に規定する必要がある。

現行「弁理士法」第 21 条は、弁理士ではない者による産業財産権の代理のみを禁止しているため、無資格者の産業財産権鑑定は「弁理士法」ではない「弁護士法」第 109 条の違反として処罰している状況である。また、無資格者の産業財産権鑑定業務に対する処罰規定がなく、法体系が不十分である。

そこで、現行「弁理士法」の立法不備を補完し、弁理士ではない者が金品等の代価を受け、又は受けることを約束して産業財産権に関する鑑定行為を処罰する根拠条項を設け（その他の法律により許容される場合は除外）、産業財産権に関する業務領域における法秩序の安定性を確保し、無資格者の行為による中小企業と国民の被害を防止するものである。具体的には、弁理士ではない者による産業財産権の鑑定、すなわち、産業財産権の発生・変更・消滅及び効力範囲についての法律的な判断を規律し（案第 21 条第 2 項第 1 号の新設）、弁理士ではない者が代理業務を行う際に必要な書類（出願書、意見書、補正書等）を作成して弁理業を遂行することを規律するものである（案第 21 条第 2 項第 2 号の新設）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第 21 条 題目以外の部分を第 1 項にし、同条に第 2 項を次のように新設する。

②弁理士ではない者はその他の法律により許容される場合を除外して、金品・供応その他の利益を受け、又は受けることを約束し、又は第三者にこれを供与させ、又は供与させることを約束し、次の各号の業務を行うことはできない。

1. 特許権、実用新案権、デザイン権又は商標権の発生・変更・消滅及びその効力範囲についての鑑定
2. 第 2 条の代理業務に関連する書類（又は文書）の作成

附 則

この法律は公布後、6 ヶ月が経過した日から施行する。

新旧条文対照表

現行	改正案
第 21 条（弁理士ではない者の弁理士業務禁止）（省略）	第 21 条（弁理士ではない者の弁理士業務禁止）①（現行題目以外の部分は同じ）
<新設>	<u>②弁理士ではない者はその他の法律により許容される場合を除外して、金品・供応その他の利益を受け、又は受けることを約束し、又は第三者にこれを供与させ、又は供与させることを約束し、次の各号の業務を行うことはできない。</u>
<新設>	<u>1. 特許権、実用新案権、デザイン権又は商標権の発生・変更・消滅及びその効力範囲についての鑑定</u>
<新設>	<u>2. 第 2 条の代理業務に関連する書類（又は文書）の作成</u>

1-9 国家的災難の際に中小企業の特許料を減免するなどの内容を盛り込んだ、特許法の改正案が国会本会議を通過

韓国特許庁（2021.7.26.）

「新型コロナウイルス」で苦勞している中小企業の特許料負担を緩和する

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの拡散のような国家的災難が発生した際に、特許手数料の減免などを行うための特許法の一部改正案が7月23日（金曜）に国会本会議で通過されたと発表した。

今回の改正法は、イ・チョルギョ議員が代表發議し、新型コロナウイルスの拡散などにより苦勞している個人、中小企業などの社会的弱者の特許料負担を大幅に削減することで、優秀な発明を保護するためのものである。

これにより、新型コロナウイルスの拡散などにより、「災難および安全管理基本法」における災難事態や特別災難地域に指定された地域で優秀な発明が死蔵されることを防止することができるようになる。

仮に、2020年に新型コロナウイルスの拡散のため、韓国の大邱・慶北地域を特別災難地域と宣言し、それを1年間維持すると同時に改正特許法を適用した場合、1万770(※)の個人、中小企業が減免の優遇を受けることができ、出願1件当たり約30万ウォン(※)が減免できると想定される。

※大邱・慶北地域における減免対象：個人6,400人、中小企業4,370社

※※1件当たりの減免額29万5,000ウォン=出願・審査請求料17万6,000ウォン+設定登録料(3年分)11万9,000ウォン

また、実際に提供された審査サービスを基準にして審査請求料を返すことができるように返還の範囲を拡大した。

これまでの審査請求料は、特許庁が先行技術調査を実施していない状態において、審査官が拒絶理由を通知する前に特許出願の取り下げ・放棄をする場合にのみ返還されてきた。

今回の改正法により出願人は審査前(先行技術調査とは関係なく)に出願の取り下げ・放棄をすれば、審査請求料の全額である約45万ウォンを、審査後でも意見提出期間内であれば約15万ウォン(3分の1)を返してもらうことができるようになった。

特許庁も政策的に不要な出願の取り下げ及び放棄を誘導することで、新しい出願に審査リソースを集中できると判断される。

なお、不当な手数料の減免を制裁するための規定を導入した。これは、実際の発明に貢献していない未成年者を発明者に含めることで、不当に手数料の減免優遇を受ける事例などを防ぐためのものである。

改正法は、手数料の不当な減免が発生した場合、不当な減免額の2倍を徴収し、一定期間の間は他の手数料・特許料についても減免を受けられないように定めることで、手数料体系の公正性を確保した。

特許庁の特許審査企画局長は、「今回の改正により新型コロナウイルスだけではなく、今後発生する国家的災難で苦勞する社会的弱者をより積極的に支援することができるようになる」とし、「これからも、特許庁は常に使用者の立場から便宜を図り、公正な特許制度が定着できるように取り組むつもりである」と述べた。

「添付」 災難時の手数料減免など、特許法一部改正法の説明資料

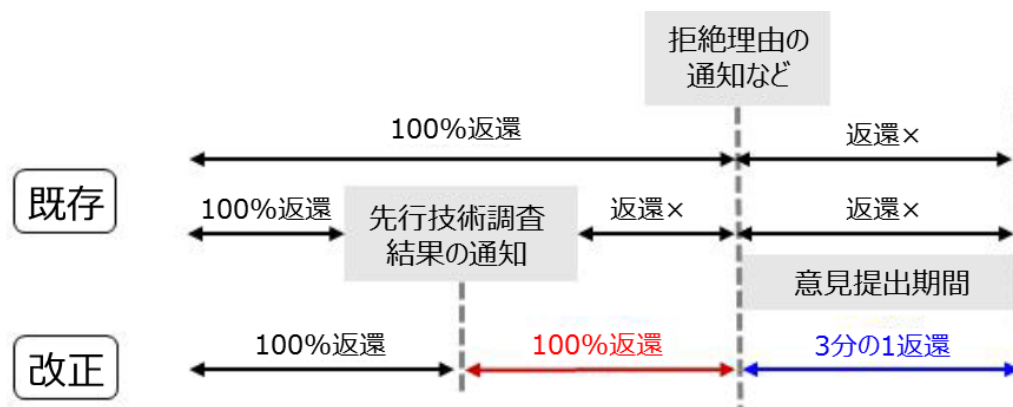
□ 改正法の概要

- 議案番号 2105036、2015093、イ・チョルギョ議員など 10 人発議
- 提案理由：新型コロナウイルスのような国家的災難の際における社会的弱者の保護、審査請求料の返還範囲の拡大、手数料減免制度の悪用防止、職権補正制度の補完

□ 改正法の主要内容

- ① 災難時における手数料減免（特許法第 83 条第 2 項）：「災難及び安全管理基本法」による災難事態（第 36 条）、または特別災難地域（第 60 条）と宣言された地域、出願人を支援
 - 減免適用の対象（個人、中小企業など）、減免手数料（出願料、審査請求料、特許料など）などは、「特許料等の徴収規則（産業通商資源部令第 410 号）」で具体的に規定する計画
- ② 審査請求料の返還範囲を拡大（特許法第 84 条）：出願人の出願取り下げ・放棄が発生した時点を目安に全額または 3 分の 1 に該当する審査請求料を返還

〈改正前、後の審査請求料を返還する範囲の変更事項〉



- ③ 不当な手数料の減免を制裁（特許法第 83 条第 4 項）：不当に受けた減免額の 2 倍を徴収、一定期間（※）の間は不当に減免を受けた者を手数料の減免対象から排除

※特許料等の徴収規則（産業通商資源部令第 410 号）で期間を定める計画

- ④ 誤った職権補正を無効と見なす（特許法第 66 条の 2）：審査官が職権補正をした内容のうち、明白に間違っていない事項や新規事項である場合、無効と見なす（※）

※特許審判または侵害訴訟の段階で職権補正が最初の段階からなかったものと判断することができる

1-10 特許審判をより迅速・正確に解決します

電子官報 (2021.7.26.)

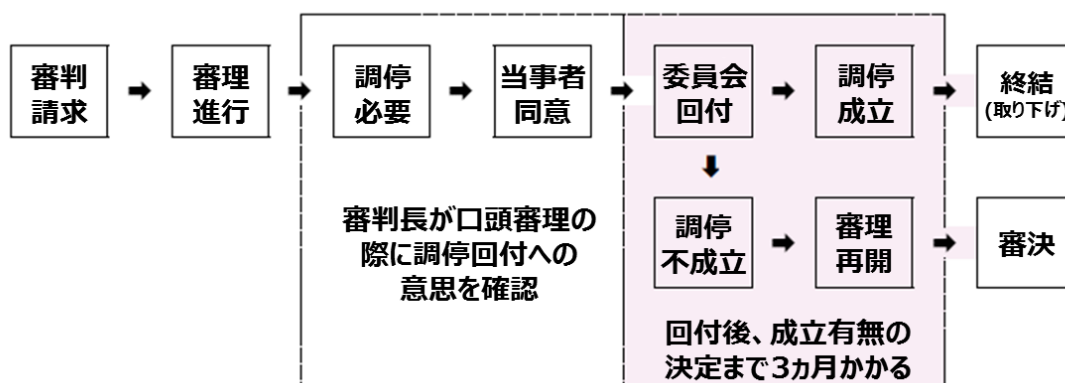
調停および適時提出主義の制度を導入、審判支援人員の根拠を設けるための
「特許法」改正

特許審判段階の紛争を迅速に解決し、最先端技術に対する特許審判の正確性を向上するために特許法、商標法、デザイン保護法、発明振興法が改正され、7月23日に国会本会議で通過された。

今回の改正により、特許審判の段階でも当事者間の合意を通じて審判を終結することができるように調停制度が導入され、適時提出主義の制度を導入することで、審判の初期段階で当事者が集中的に主張や証拠提出を行うよう促すことができるようになる。

また、最近、新たな最先端技術の登場による審判専門性を強化するために、これらの技術を専門的に調査・研究する審判支援人員を配置できる根拠を設けた。

具体的にみると、第一に特許審判段階に調停制度を導入し、審判中に審判長により調停が必要であると認められた場合には、その審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付することができる。調停委員会に回付された審判事件は、回付された日から3ヵ月以内に両当事者の合意によって、速やかに終結することができるようになる。



第二に、適時提出主義制度の導入により、特許審判の当事者は本人の主張や証拠を適切な時期に提出しなければならなくなる。今後、故意または重大な過失で審判長が要求する時期より主張や証拠の提出が遅れた場合、審理に反映されないという不利益を受けることになる。

※法院も 2002 年民事訴訟法改正により、適時提出主義を適用

最後に、最先端技術の発達につれ、それに関連する専門家を該当の審判事件を支援する人員として配置できるように根拠を設けることで、技術変化による専門性を高める基盤を整えられるようになった。

特許審判院長は、「特許審判関連の法律改正案が今回国会で通過され、特許審判をより迅速・正確に解決できる基盤が整った」とし、「今回導入された制度が支障なく施行・定着することで、特許審判院が国民にもっと良い特許紛争機関として親密感を持たせるように努力する」と述べた。

「添付 1」 審判・調停連携制度関連の改正法（2021 年 7 月 23 日に本会議通過）

□ 改正背景

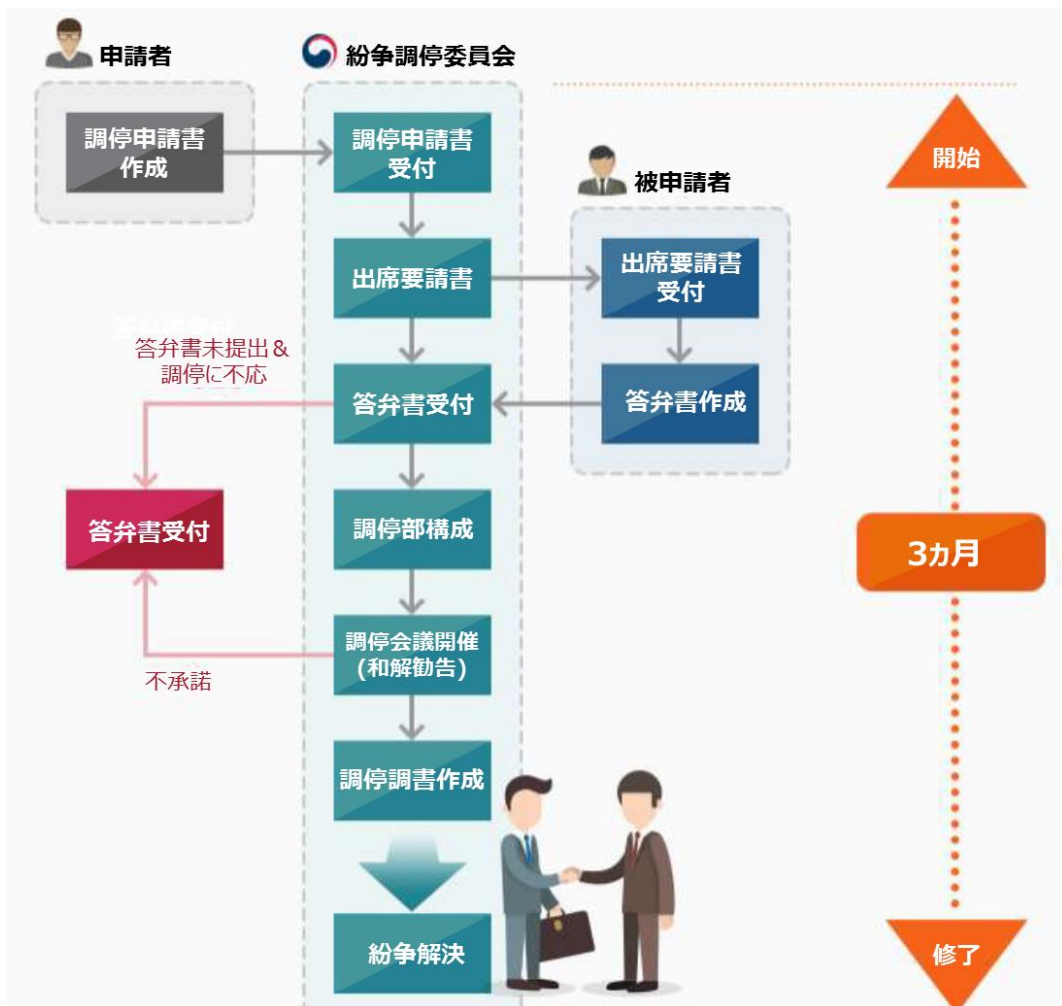
- 訴訟中心の知財権紛争を解決するためには、高費用・長時間がかかり、中小企業などに大きな負担になるため、審判段階で調停制度を活用する必要がある。
- しかし、現在は制度間の連携が無く紛争当事者の申請により産業財産権紛争調停委員会（以下、「調停委員会」）の調停手続きが行われている。
- そこで、審判長が必要であると判断した場合、審判事件を両当事者の同意を得て調停委員会に回付できる根拠を設けようとするものである。

□ 改正の主要内容

- 審判事件およびその記録を調停委員会に回付

分野	審判事件の回付	審判記録の回付
特許法	第 164 条の 2	第 217 条第 1 項第 1 号の 2
商標法	第 151 条の 2	第 216 条第 1 項第 1 号の 2
デザイン保護法	第 152 条の 2	第 207 条第 1 項第 1 号の 2

- 審判官合議体の一部が調停委員会に参加（発明振興法第 49 条の 3）



「添付2」 適時提出主義関連の改正法（2021年7月23日に本会議通過）

□ 改正背景

- 審判手続きにおいて主張・証拠の提出時期に制限がないため、審理が遅れる問題が頻繁に発生している。
 - 紛争期間が長期化するほど資金力の足りない中小・ベンチャー企業に不利なため、改善する必要がある。
- そこで審判長が新しい主張・証拠の提出時期を定め、提出が遅れた証拠などは却下できる法的根拠を設けようとするものである。

□ 改正の主要内容

- 民事訴訟法の適時提出主義の規定（第 146 条、第 147 条および第 149 条）を準用し、提出期限を決めるとともに、提出が遅れた場合には却下。（特許法第 158 条の 2、商標法第 145 条の 2、デザイン保護法第 146 条の 2）

「添付 3」 審判支援人員関連の改正法（2021 年 7 月 23 日に本会議通過）

□ 改正背景

- 韓国の審判官は 1 人当たり処理する物量が海外に比べて過多しており、特許無効審判などをより充実に審理して特許の信頼性を高める必要がある。

※審判官 1 人当たりの処理件数(特許・実用) (2019 年) : 韓国 96 件、米国 33 件、日本 26 件、欧州 18 件

- 法院と他の行政審判機関も法官と審判官を支援するために調査官、裁判研究員、裁判研究官のような支援人員を運営している。

- そこで、特許審判院にも審判官を支援し審判事件に対する調査・研究業務を遂行する支援人員を配置するように根拠を設ける必要がある。

□ 改正の主要内容

- 特許審判院に審判支援人員を置くために根拠を確立する。（特許法第 132 条の 16 第 3 項）

関係機関の動き

2-1 特許庁、主要国の知財権制度を紹介するウェビナーを開催

韓国特許庁（2021. 7. 20.）

現地の知財権制度および紛争対応の方法を紹介、質疑応答時間も提供

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社（以下、KOTRA）は、「主要国における知財権のコツを紹介するウェビナー（※）」を 7 月 21 日（水曜）から 26 日（月曜）までの 4 日間、オンラインで開催すると発表した。

※ウェブ (Web) とセミナー (Seminar) を合わせた造語のことで、インターネット回線を通じてオンラインで行われるセミナー

今回のウェビナーは、韓国企業の海外進出に伴う知的財産権の確保および紛争対応を支援するために、海外知識財産センター (IP-DESK) が設けた行事である。

米国、中国、日本など7カ国に所在する IP-DESK の諮問弁護士および弁理士など、現地の知的財産権専門家が講演者として参加し、国別における知的財産権の出願から登録までの手続きや注意事項、主な紛争事例と対処方法などを紹介する予定である。

7月21日は中国、22日に米国、欧州、23日にタイとフィリピン、最終日の26日に日本とベトナムの順で行われ、申請企業の疑問を解消するための質疑応答の時間も予定されている。

また、特別コーナーとして21日には中国進出企業向けの1:1の知的財産権テレビ商談会を開催し、26日にはK-Food、K-防疫分野における知的財産権侵害事例および対応策を紹介する時間を持つ予定である。

*海外知識財産センター (IP-DESK) : 韓国企業の進出が活発な国の KOTRA 現地貿易館に設置された機関であり、現地で知財権に関する情報の提供、権利の確保および紛争対応などを行い、輸出企業を密着サポートする業務。

中国 (6カ所)、米国 (2カ所)、ベトナム、タイ、ドイツ、日本、インドネシア、インド、フィリピン、ロシア、メキシコなど、11カ国で17カ所を運営中 (2021年7月基準)

これまで特許庁は KOTRA と協力し、11カ国で17カ所の IP-DESK を運営している。2020年から新型コロナウイルスの拡散により非対面業務システムを導入し、テレビセミナーおよび商談会、オンライン法律相談などを通じて、輸出企業の知的財産権におけるあい路事項を解消するために支援している。

2020年の知的財産権における法律相談件数は、1万222件であり、新型コロナウイルスが拡散される以前の2019年8,527件より20%も増加したことが分かった。また、IP-DESK 専門スタッフによる商標およびデザイン出願支援の件数も2019年1,329件から、2020年1,564件に大幅に増加した。

さらに、2020年8月には、中国現地の公安と協力することで、中国内のK-ブランド模倣品43万点（正規品約10億2,200万ウォン相当）を摘発および押収し、生産工場の関係者5人を逮捕するなど、現地でのK-ブランド保護にも大きく貢献した。

特許庁の産業財産保護協力局長は「多くの国への進出を準備している企業が、それぞれの国ごとに異なる知的財産権制度のため、困難を経験している」とし、「このような苦情を解消するために、11カ国で17のIP-DESKを運営しており、IP-DESKが準備した今回の行事が韓国企業の海外知財権の確保と紛争対応に大きな助けになることを期待している」と述べた。

今回の行事は、事前申込者に限って、オンラインを通じてリアルタイムで視聴することができ、事前登録ウェブサイトで申し込むことができる。詳細については、KOTRAの海外知的財産権室（02-3460-3357、ip-desk@kotra.or.kr）にお問い合わせすれば良い。

2-2 特許庁・韓国造船海洋プラント協会・大韓造船学会、業務協約を締結

韓国特許庁（2021.7.21.）

船舶分野におけるグローバル競争力を維持するため、知財権強化および人材育成に協力

韓国特許庁は、7月21日（水曜）11時、政府大田庁舎で造船海洋に関連する分野の発展をけん引するために韓国造船海洋プラント協会および大韓造船学会と業務協約を締結する。

協約は、パリ協定の施行による「2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ」および船舶のスマート化など、造船分野の将来における課題に備えるために協力し、人材育成システムの改善を通じた造船海洋に関連する分野の発展を推進するために結ばれるものである。

三つの機関は、知財権および造船業界の将来における課題に備えるための専門家フォーラムの運営、専門人材の円滑な需給および専門性の強化に向けた共同の努力、協会・学会内に常設の知財権専門担当組織を設置することによる知財権活動への支援などのために、相互協力すると約束する。

特に三つの機関は、造船分野におけるグローバル競争力を維持するために、特許の統計情報を共有し、それに関する技術分野に対する特許ビッグデータの分析を活性化することで、R&Dおよび強力な特許の創出を支援するなど、知財権に関する活動を継続的に強化する計画である。

さらに、大学の造船関連学科の学生らが、第四次産業革命およびデジタル経済の時代に適し、産業現場に必要な人材に育つよう、AI、自律運航、次世代エネルギーシステムなどの先進的な科目を学べるようにする。そして、大学院で知的財産に関する教育をするなど、教育課程の改善事業にも参加することになる。

特許庁は今回の業務協力により、造船海洋分野の専門家らが将来の課題について議論し、解決策を模索する場を設けて特許ビッグデータ分析を活性化することで、未来船舶技術の開発と強力な特許が創出できる環境が作られることを期待している。

また、グローバル造船産業を率いる優秀な人材を育成できる協力基盤を整え、国家主力産業の一つである造船産業の体系が一層強固になることを期待している。

特許庁次長は「今回、三つの機関の業務協定締結が『韓国版ニューディール政策』と『2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ』の早期達成に力を添えられることを願っており、これから特許庁も造船海洋分野との協力を強化することで、造船産業が国の注力産業として世界をリードし、グローバル競争力を維持できるよう、政策的支援に最善を尽くしたい」と述べた。

2-3 2億6,000件に達する高付加価値の特許データを構築・開放し、韓国企業の技術競争力の向上を支援

韓国特許庁（2021.7.22.）

仮想事例：ワクチンと新薬の開発が主な業種であるA社は、最近困っている。新型コロナウイルスによりワクチン分野に脆弱であることが分かったインドとブラジルのワクチン市場が、これから急浮上すると見込まれており、市場進出を推進したいが、そのために予め特許を分析することが難しいからである。各国に登録されている特許をサーチすることも難しく、データがあるとしてもワクチン分野に該当する特許が何なのか、競合他社ほどの特許を持っているかを把握することができない。現地の人材を採用するためには莫大な費用がかかり、特許分析無しで市場に進出すると後で訴訟による莫大な打撃を受けるかもしれない。各国家別のワクチン分野において概略的な特許動向を把握しておけば、プロジェクトを推進するかどうかを決められるが、どこから始めればいいのか漠然としている。

高付加価値の特許データを活用して、グローバル競合他社の特許を簡単に分析し、韓国企業における研究開発（R&D）の結果を速やかに権利化することができる基盤が整えられる。

韓国特許庁は7月22日、このような内容を盛り込んだ「特許データの活用及び普及を拡散する方案」を第四次産業革命委員会の第5回データ特別委員会に報告し、主要な課題について議論したと発表した。

デジタルトランスフォーメーションの加速化など、グローバルにおける経済・産業の環境が急変する中、知的財産（IP）の競争力を確保することは企業の存亡に直結する。

このような状況の中で、韓国企業が先端産業部門の特許動向を分析して、グローバル技術競争力の確保を支援するために、今回の案件を確立したと特許庁は説明した。

「特許データの活用及び普及を拡散する方案」は、企業、産業及び政府など、需要者別に合わせたカスタマイズ型の特許データを構築・解放し、特許情報の活用を活性化するためのインフラ改善などの4つの戦略を骨子としている。

技術・市場・産業戦略の側面で分析できる計2億6,000件に達する高付加価値の特許データを新たに構築・開放する内容をはじめとする12課題が盛り込まれている。

まず、企業支援の観点では、韓国企業の特許がその価値を認められ、R&Dの全過程において特許データが容易に利用できるようにする。

特許価値評価の主要指標の一つである引用情報（※）を拡大構築し、韓国特許の価値向上を支援する。

※特許登録を審査する過程において、審査官が先行特許を活用した情報として多く引用された特許であるほど、価値の高い特許である。（論文の参考文献情報と類似）

また、価値評価に関連する細部指標別のデータを算出・普及して、別途のデータに加工しなくても企業、金融機関などが価値評価に直接活用することができる基盤を設ける。

産業の観点からは、産業別の特許動向において一貫性のある分析体系を作り、主要人材のプール（Pool）を構築して産業・企業の技術競争力の向上を支援する。

韓国標準産業分類（KSIC）と共通特許分類（CPC）の連携表を構築し、特定の産業別における特許動向をすぐ分析できる基盤を整える。

それにより、分析対象の特許抽出と選定に相当な時間とマンパワーが必要だった既存の特許分析の非効率性を解消することができると期待される。

さらに、特許の発明者情報と論文の著者などの研究者情報を相互連携し、産業別における主要技術人材の情報を選別することで、国の人材育成政策や産学研の共同研究に活用できるように支援する。

政府レベルでは成長可能性の高い新興国を対象に、特許データの入手を拡大する一方、主要国家における特許権利移転のデータを追加で確保することで、グローバルの特許動向を綿密に分析することができる基盤を提供する。

最後に、これらの特許データの管理と活用を活性化するためのインフラを改善する。

「(仮称) 産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」の制定を通じて、特許情報の入手、構築、活用の全サイクルにわたる国家レベルの支援体系を設ける。

そして、特許に関連する全ての情報を 1 ヶ所で確認できる特許統合ポータルシステムを構築し、特許情報に対する国民のアクセス性を大幅に向上させる。

特許庁の情報顧客支援局長は、「既存の特許情報が審査、審判などの特許における行政手続きを支援するのが目的であれば、今後新たに構築する特許データは、国家政策の確立から企業の R&D までの産業と企業活動の全般にわたって特許データを戦略的に活用することができる基盤を提供することに主眼を置いている」とし、「韓国企業が高付加価値の特許データを効果的に活用して技術競争力を向上するとともに、先端産業分野の世界市場への進出拡大につながることを期待している」と述べた。

2-4 斬新なアイデアを販売できるオンラインショップがある

韓国特許庁 (2021. 7. 26.)

アイデアプラットフォーム「アイデア路」2 段階が開通

韓国特許庁は、7 月 28 日 (水曜) から「アイデアプラットフォーム『アイデア路』(www. idearo. kr、以下プラットフォーム)」に国民が自分の斬新なアイデアを販売できるサービスを提供すると発表した。

アイデアの販売を希望する個人及び企業は、プラットフォームの「アイデアストア（アイデア販売）」というメニューから自分のアイデアを登録すれば、プラットフォームの評価を通して、30日間販売できる機会が合計4回提供される予定である。

販売対象には、(1) 未公開の特許・実用新案・デザイン出願（※）をはじめ、来年からは(2) 未公開アイデアも含められる。今年の場合は、正式に特許出願をしていなくても「臨時明細書制度」（※※）を利用した出願であれば「未公開アイデア」として販売が可能である。

※特許・実用新案は出願後6カ月以内、デザインは出願後3カ月以内で未公開されているもの

※※臨時明細書制度とは、特許出願の際に技術内容を説明した明細書を定められた出願様式に沿わず、自由形式の提出ができる制度

韓国特許庁は3月18日、オンラインで国民と企業が常時にアイデアを取引するプラットフォームを開通し、今後さらにアイデアを取引する新しいサービスを持続的に拡大していくつもりである。

この度の2段階開通では、アイデア販売サービス（アイデアストア）の他、アイデアの具体化サービス（アイデアソーシング、8月4週提供）と類似のアイデアを検索する機能なども提供される予定である。

＜プラットフォーム2段階開通による新規サービスの主な内容＞

	サービス名	主な内容
2 段階 (新規)	アイデアストア (アイデアの販売)	アイデアの提案者（個人・企業）が自分のアイデアを販売するために登録。企業は登録されたアイデアを閲覧後購入
	類似文献検索 機能の追加	各サービスのアイデア登録又はアイデア検討画面に類似文献検索機能を追加。 ※KIPRIS文章検索サービス及びグーグル検索サービスを連携
	アイデアソーシング (アイデアの具体化) ※8月4週提供	企業が提起した課題について、提案者はアイデアの登録・相互評価・具体化の過程を通して最適なソリューションを導出し、その寄与率に応じて補償金が支給される。
	今日の挑戦課題 相互評価サービスの追加 ※8月4週提供	既存の「今日の挑戦課題」サービスに、会員間の相互評価機能を追加し、企業の開放型革新を支援する。
1 段階	今日の挑戦課題 (企業の課題を解決)	企業が提起した課題について、提案者はソリューション（アイデア）を提供し、企業は必要なソリューション（アイデア）を購入。
	アイデアのプロボノ (アイデアの共有)	アイデアの提案者は自分のアイデアを一般会員が活用して新しいアイデアの再創出ができるように公開。
	アイデアの請願 (不便事項の依頼)	解決に必要な生活の中の不便や問題点などを登録し、一定の人数以上が解決の必要性に同意すると解決策を回答（※） ※「（1）アイデア公募を通じて解決策を導出、（2）既存の解決製品及び企業の案内、（3）解決製品を開発する企業の発掘」を通じて回答

韓国特許庁のアイデア取引担当官は、「今の時代は技術が発達していて、斬新なアイデアだけあればただちに商品化してビジネスへ連携できる時代となっている」とし、「技術の発展に伴い、アイデアの重要性は大きくなっていくため、プラットフォームを介して国民の優秀なアイデアが死蔵されず、より多くの企業に提供、活用されることを期待している」と述べた。

2-5 特許庁、技術流出および侵害を防ぐための「技術警察」を本格発足！

韓国特許庁（2021.7.27.）

技術警察課、商標警察課、不正競争調査チームに拡大改編

韓国特許庁は、国家産業競争力の中核である主要技術の流出と侵害を防ぐための技術捜査専任組織を新設し、本格的な業務に乗り出すと発表した。

いわゆる、偽物の取り締まりが中心だった既存の産業財産調査課を技術警察課（技術調査専任組織）、商標警察課（商標捜査専任組織）および不正競争調査チーム（行政調査）に拡大し、技術調査の人員を補うことが今回の改編の骨子である。

※捜査・調査官の増員：産業財産調査課（47名）→技術警察課（22名）、商標警察課（29名）、不正競争調査チーム（7名）、全体58名（11名増員）

今回、新設された技術捜査の専任組織は、米中貿易戦争などにより日増しに深刻化している国家間の技術覇権競争において、国の主要技術の海外流出と侵害を防止する、心強い技術の番人の役割を果たすことになる。

それに合わせて特許庁は、迅速かつ公正な技術捜査のために長年にわたって審査・審判の経験を積み、技術および法律の専門性を備えている専門人材で技術警察課を構成した。

※特許庁は1,200名に及ぶ審査・審判人材を保有しており、そのうち約500名は博士、弁護士、弁理士など、関連分野における専門家である

特許庁の商標警察は、2010年から5万3,000件余りの通報を処理しており、4,000名を刑事立件、1,200万点余り（正規品価額5,200億ウォン）の模倣品を押収した。

また、大規模な模倣品の取締りにも積極的に対応し、サプリメントの模倣品（正規品価額652億ウォン相当、2015年）、マスクパックの模倣品（正規品価額200億ウォン相当、2019年）、自動車ホイールの模倣品（正規品価額225億ウォン相当、2017年）などの流通を遮断することで、国民の健康と安全を守ることにも注力してきた。

技術警察は、2年という短い期間で415件の告訴を捜査するとともに、759名を刑事立件しており、これは1年に処理される事件を基準にすると、全体技術事件の約17%に当たる数値である。

特許庁は7月27日に政府大田庁舎で関連機関長らを招待し、「技術警察発足式」を開催する予定だったが、大田市に社会的距離の確保の4段階が適用され、行事をキャンセルした。

関連機関長らは、参加の代わりに技術警察の発足へのお祝いメッセージを送った。

大田地方法院長は、「特許庁の技術・商標警察組織の拡大に伴う調査・捜査力の強化を通じて、知的財産の体系がさらに強固になることを期待する」とし、「大田地方法院も公正かつ厳正な刑事裁判を行い、協力していくつもりである」と祝いのメッセージを伝えた。

大田地方検察庁の検事長は、「特許庁の技術警察が専門性をもとに、知的財産権を保護し、国家競争力の強化に貢献すると期待しており、大田地方検察庁も管轄検察庁として国内・外における知的財産権の侵害犯罪が根絶されるように最善を尽くしたい」と述べた。

大田警察庁長も、「知的財産保護の重要性がこれまでない重要な時期に、特許庁が名実共に知的財産を保護する執行機関として生まれ変わったことを歓迎しており、大田警察庁も、特許庁との協力を強化して知的財産を保護するためにより努力する」と伝えた。

特許庁長は、「今回、技術捜査を専門担当する組織を本格的に発足したことをきっかけに、海外への技術流出事件に捜査力を集中する」とし、「韓国企業の尽力で開発されたイノベーション技術に対する侵害も厳重に取り締まることで、公正な市場秩序が構築されるように努力する」と明らかにした。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 半導体の微細化プロセス、新たな変化が始まる

韓国特許庁 (2021. 7. 20.)

FinFET (フィンフェット) から進化した、GAA (ゲートオールアラウンド) が浮上

*Apple の iPhone12 とサムスンのギャラクシーS21 の発売により、スマートフォン市場における競争が激しい。iPhone12 に搭載される M1 チップとギャラクシーS21 に搭載される Exynos チップは、それぞれ TSMC とサムスンの FinFET に基づく 5 ナノメートル (※) プロセス技術で製造され、現存する最高の半導体であると評価されている。

※ナノメートル (nm) とは、半導体回路の線幅の単位である。線幅が細くなるほど、チップサイズは小さくなり、消費電力は減少し、処理速度は速くなる。そのため、従来の 7 ナノメートルより 5 ナノメートルプロセス技術で製造された半導体チップの性能が大幅に向上された。

*今後、人工知能などの技術分野で処理されるデータの量は急増すると予想される。大量のデータを処理するために、現在の 5 ナノメートルの技術より、さらに微細な 3 ナノメートルプロセス技術が必要になる。それにより FinFET から進化した半導体の微細化プロセス技術に対する競争も激しくなると見込まれる。

半導体の微細化プロセス技術は、どこまで進化するのだろうか。半導体の微細化プロセス技術をリードしてきた FinFET 技術は沈み、GAA 技術が新たに浮上している。

※GAA 技術は、半導体業界では「FinFET」の次世代技術で通っている。FinFET 技術は、電流が流れる経路が上面-左面-右面の 3 面で構成されており、GAA 技術は上面-左面-右面-下面の 4 面で構成されている。

韓国特許庁は、主要 5 カ国の特許 (注 1) を分析した結果、これまで半導体の微細化プロセスの主力であった FinFET 技術の特許が 2017 年から下落傾向に変わり、GAA 技術の特許が増加傾向を示していることが分かった。

FinFET 技術は、2017 年に 1,936 件でピークを抑えた後、2018 年 1,636 件、2019 年 1560 件、2020 年 1,508 件 (予想値) に減少している。

一方、FinFET より進んだ次世代の半導体プロセス技術として注目を浴びている GAA 関連特許は、毎年 30%に近い増加傾向を見せており、同期間で 173 件、233 件、313 件、391 件（予想）に増加した。

FinFET 技術を多く出願した企業のランキングを見ると、TSMC（台湾、30.7%）、SMIC（中国、11%）、サムスン電子（韓国、8.6%）、IBM（米国、8.1%）、グローバルファウンドリーズ（米国、5.4%）の順である。FinFET 技術をめぐって、台湾、中国、韓国、米国の企業が競争を繰り広げている。

GAA 技術を多く出願した企業のランキングを見ると、TSMC（台湾、31.4%）、サムスン電子（韓国、20.6%）、IBM（米国、10.2%）、グローバルファウンドリーズ（米国、5.5%）、インテル（米国、4.7%）の順である。台湾、韓国企業がリードしており、米国企業がそれに追いついている。

「グローバル企業における GAA 特許の動向」

GAA を活用した超微細プロセス技術において、TSMC とサムスン電子の競争がさらに激しくなると見込んでいる。

サムスン電子は 2022 年から世界で初めて GAA 技術を 3 ナノメートルプロセスに適用する計画である。TSMC は、2023 年に 2 ナノメートルプロセスにこの技術を導入する予定であると発表した。

FinFET 技術分野で 2 位を記録した SMIC（中国を代表する半導体企業）は、ランクから外れた。そのため、今後、先端半導体分野において、米国、韓国、台湾の競争の中で、中国との格差はさらに広がると予想している。

特許庁の半導体審査課の事務官は、「現在、5 ナノメートル以下のプロセス技術を用いて半導体チップを製造することができる企業は、世界で TSMC とサムスン電子しかない」とし、「しかし、最近のインテル社のファウンドリ事業への進出、バイデン米政権の半導体への集中投資などを考えると、最先端半導体に対する技術競争はさらに激しくなるだろう」と展望した。

また、「結局、誰がどれだけ速く技術イノベーションに成功し、強力な知財権で後発者の進入を遮断するのが、競争で優位を占める近道になる」と述べた。

（注 1）分析対象：米国、欧州、日本、韓国、中国特許庁に 2001～2020 年の間出願された特許（2021 年 5 月 31 日まで公開分）

ヘッドアップディスプレイに関する特許出願が活発

本格的に自律走行技術が開発されるようになり、車両のフロントガラスを活用したディスプレイ技術に対する期待感も高まっている。今後、自律走行技術が高まれば、運転者は車両のフロントガラスを広い画面として活用して、周辺のグルメや観光情報を取り入れ、映画やゲームを楽しむことができるようになる。これを可能にする技術が「ヘッドアップディスプレイ」である。

車両のフロントガラスが進化している。道案内のみならず映画やゲームなど、車載用ヘッドアップディスプレイ機能が拡大されることが期待されるようになり、関連の特許出願も活発になっている。

韓国特許庁によると、車載用ヘッドアップディスプレイに関する特許出願は、2011年27件から2020年102件へと、年平均14%増加している。

出願人別に見ると、大企業が49% (434件) を占めて出願を主導していて、中小企業13.5% (114件)、大学及び研究所6.7% (60件) の順である。

また、韓国国内の自動車生産関連業界である現代モービス (93件)、現代自動車 (80件)、現代オートロン (71件) が技術開発を積極的に推進していることも分かった。

最近では、LG電子 (57件)、サムスン電子 (36件)、LGイノテック (17件)、SKテレコム (17件) など、電子・通信業界の特許出願も相次いでいる。

技術別に見ると、映像品質向上に関する技術が最も大きい割合 (412件、47%) を占めている。

続いて、装置を小型化する技術や部品の性能低下を防ぐ技術 (155件、18%)、周辺環境を検知する技術 (127件、14%)、運転者の動き・視線・音声を利用した映像制御技術 (79件、9%) なども多く出願されている。

最近では2次元映像以外にも、ホログラムを利用した3次元映像を表示するデジタルホログラムも開発されている。

臨場感が高く、小さい空間でもより大きい映像が提供できるという強みを持っているため、関連特許の出願はだんだん増える見込みである。

<ヘッドアップディスプレイ市場の展望>

ヘッドアップディスプレイとは、光学装置から作られた映像を車両のフロントガラスに表示して運転者に情報を提供することである。航空機には1960年代、韓国国内の高級車両には2010年代に初めて導入され、現在は一般車両にも普及している。

2020年13億ドルだった市場規模は、2025年には46億ドル（年平均28.5%成長）になる見込み（※）である。

※出所：MarketsandMarkets, 2021年

市場規模の成長に伴い、拡張現実（AR）を活用したヘッドアップディスプレイ（HUD）に対する韓国国内企業の投資・開発も拡大されている。

現代モータースはデジタルホログラム専門企業であるイギリスのエンビシックスに投資規模を拡大し（2020年10月）、ホログラムを基盤としたAR HUD技術協力を推進している。

LG電子は、フォルクスワーゲンと共に初めて、電気スポーツユーティリティビークル（SUV）に適用されるAR HUD技術を開発（2020年12月）した。

韓国特許庁は、「電気自動車、自律走行車などの先端自動車産業の成長に伴い、ヘッドアップディスプレイに関する特許出願の増加が見込まれる」とし、「走行環境により映像の明るさや位置を自動調節できるようになることが、今後のヘッドアップディスプレイの競争力を決める重要な要因になると考える」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム